

第 19 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成 30 年 6 月 8 日（金）
15 時 00 分～ 17 時 00 分
文部科学省 3 階 3F2 特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，入部，岩田，川瀬，塩田，鈴木，関根，田中（牧），田中（ゆ），
福田，やすみ，山田，善本各委員（計 13 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 18 回国語分科会国語課題小委員会・議事録（案）
- 2 戦後の公用文改革の取組
- 3 公用文の書き表し方に関する現行の諸基準等
- 4 国の行政機関が作成した文書の例

〔参考資料〕

スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について
検討を求むるの件（平成 30 年 5 月 30 日衆議院文部科学委員会決議）

〔机上配布資料〕

国語関係答申・建議集
国語関係告示・訓令集
国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
公用文関係資料集
公用文作成の要領（平成 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
文部科学省用字用語例
文部科学省送り仮名用例集 等

〔経過概要〕

- 1 前回欠席であった，今期新たに就任した田中（牧）委員から自己紹介があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 配布資料 2 「戦後の公用文改革の取組」について説明があり，説明に対する質疑
応答が行われた。
- 5 配布資料 3 「公用文の書き表し方に関する現行の諸基準等」について説明があり，
説明に対する質疑応答が行われた。
- 6 配布資料 4 「国の行政機関が作成した文書の例」について説明があり，説明に対
する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 参考資料について説明があった。
- 8 次回の国語課題小委員会について，平成 30 年 7 月 20 日（金）午後 3 時から 5 時
まで又は 3 時半から 5 時半まで開催すること，また，会場については決まり次第事
務局から連絡することが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

沖森主査

それでは、第 19 回の国語課題小委員会を開会いたします。

新委員の田中牧郎委員には、自己紹介を兼ねて一言御挨拶を頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

田中（牧）委員

明治大学におります田中牧郎と申します。大学では国際日本学部という新しくできた学部にも所属しております。その 4 年ほど前までは国立国語研究所にありまして、この文化審議会で検討されていることも時々傍聴席で、大変興味を持って拝見しておりました。

そのときに担当した仕事の中で、3 月にこちらから「分かり合うための言語コミュニケーション」という答申が出ましたが、そこにもある「分かりやすい」ということを目的にした語彙の言い換えのプロジェクトをやっておりました。そういう関心から先日の報告を読ませていただきましたが、それをまとめられた方々と一緒に議論できることは大変幸せに感じております。余力はありませんが、何らかの形でお手伝いできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

沖森主査

では、平成 25 年 2 月に国語分科会で取りまとめた「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」に、「「公用文作成の要領」の見直しについて」として取り上げられた課題についての協議に移ります。まず、お手元にございます配布資料 2 及び机上資料を御覧いただきながら、「公用文作成の要領」とはどういったものなのか、また、この見直しが国語分科会の課題となった経緯などについて、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

まず配布資料 2 を、また、「国語関係答申・建議集」の 76 ページを御覧ください。この 76 ページにありますのが、「公用文作成の要領」のオリジナルです。できた当時のままのものが、ここには収められています。

昭和 26 年に、国語分科会の前身である国語審議会が、総理大臣と文部大臣に向けて建議をします。建議というのは、皆さん御存じのとおり審議会がまとめたものを提案するという性格になります。一方で、例えば「常用漢字表」のように、諮問があって、それに対して答申するという関係もございます。この「公用文作成の要領」については、これは建議という形で上がったものです。

では、「公用文作成の要領」ができるまでの経緯を御説明します。それが配布資料 2 になります。明治政府は、それまで漢文で書かれていた公用文を漢文調の漢字片仮名混じり文にします。それが明治から、戦前まで続いておりました。途中、例えば当時の文部省が、口語体を導入するといったことを試みたりしますが、やはり政府全体としては、漢文調の漢字片仮名混じり文で公用文が作られていました。

それが大きく転換するのが、一番上にございます昭和 21 年 4 月 17 日に出た憲法改正草案です。これは内閣が発表したものですが、口語体、漢字平仮名混じり文で発表されます。この趣旨は、公用文では片仮名混じり文だったわけですが、一般の社会では、やはり平仮名の方が当然多く使われていたという状況があった。それに合わせたということがあります。ただ、この直前 3 月に示された草案の要綱では、まだ片仮名混じり文で、なおかつ文語体でした。

この4月17日の草案を受けて、翌日ですが、今後の官公庁で作る文書に関しては、文体・用語・用字・句読点等は、憲法改正草案の例に倣うこととして、平易化に努めるといことが決定されます。ここから非常に熱心に公用文の改革が進んでまいります。

21年の6月には、「官庁用語を平易にする標準に関する件」という次官会議申合せ。またすぐ半年ぐらい後に、「官庁の用字・用語をやさしくする件」、これも次官会議の申合せです。

そして23年には「官庁の用字・用語をやさしくすることについて」が次官会議において申合せとなります。ここで、公用文の改善を更に図るために、内閣に公用文改善協議会というものを設けることを決定して、その公用文改善協議会が昭和24年4月に「公用文作成の基準について」を示します。これは閣議で了解されます。ここで決まった公用文作成の基準というのは、「公用文の書き方」という薄い冊子ですが、当時の職員たちに配布された。そして、そのことについては内閣官房長官から各省の大臣にも通達がされました。ここで初めて、横書きをする、公用文においては今後横書きにすることが、この24年に決められました。

そして、この「公用文の書き方」、「公用文作成の基準について」というものをベースに更に検討が行われたのが、この国語分科会の前身である国語審議会だったわけです。ここまでは基本的に政府で行ってきたわけですが、それを諮問会議と言いますが、審議会の方に預けて、そこでもう一度見直しをしてもらったところで決定されたのが、今この冊子の76ページで御覧いただいている「公用文作成の要領」です。この建議は翌年、昭和27年4月4日付けで内閣官房長官から各省庁次官宛ての依命通知となります。「依命通知」というのは、総理の命を受けてということですから非常に重い通知であったということになります。ここまで、経緯を説明いたしました。

もう一つ。この「公用文作成の要領」とはどのような性格のものだったのかということをお説明したいと思います。

まず、大前提になりますし、今後の議論にも関わるところだと思えますが、これは国の行政機関の職員を対象にしています。ですから、例えば都道府県であるとか市町村を縛るものではなく、元々はないわけです。ただ、実質的には、それが各都道府県や市町村にも大きな影響を及ぼしたということがありますが、直接的には国の行政機関を対象としたものであるということです。

それから「公用文」と言ったときに、どこまでが公用文の範囲になるのかということが時折問題になります。「国語関係答申・建議集」82ページを御覧ください。「公用文作成の要領」の中には、「3 法令の用字用語について」というところがございます。つまりここでは、公用文の中に法令が、含まれているということになります。ただ、あえて「法令の用語用字について」と取り上げているということは、狭義の意味での公用文あるいは法令と言ったときに、そこに段差があるということもここからうかがえるかと思えます。したがって、法令に関しても、この要領は対象にしていたということです。

また、最大の趣旨は何だったかと申し上げると、一つは、それまでの政府の取組もありましたが、かつての漢字片仮名混じり文の文語調・漢文調の公用文から、口語で漢字平仮名混じりの易しいものにするんだということが最大のポイントでした。時間を掛けて政府で熱心に進めるんですが、なかなか簡単に変わらない現状をまたここで更に先に進めようという趣旨の内容でした。

もう一つは、左横書きにするということも大きな課題だったようです。「公用文作成の要領」が出るのが昭和27年ですが、先ほど申し上げたように、昭和24年の段階で左横書きをするということが政府の中では決まっていた。理由はいろいろあっ

て、例えば字を書くときに手が汚れないですか、紙が節約できるとか、いろいろな理由がありました。左横書きにすると決めんたんですが、これが実際に政府に波及していくのにはかなり時間が掛かりました。先の話ですが、昭和 32 年の時点で、やっと半数を超えるぐらいの省庁が左横書きを採用したという状態だったようです。ですからそれだけを考えても、公用文の考え方を考えることは大変な事業だったということがうかがえます。

今申し上げたように 32 年の 7 月で、まだ縦書きをしているところがあったということは、「公用文作成の要領」というものが内閣官房長官の依命通知という重い通知であったにもかかわらず、なかなか簡単には通らなかったと言いますか、圧倒的な強制力を持って変えていくというような類いのものではなかったということもお分かりいただけるかと思えます。

ここまで、「公用文作成の要領」というものがどういうものなのかということを中心に簡単に御説明しました。

では、その見直しが、この国語分科会の課題として挙げられた経緯を、ここから御説明したいと思います。

平成 25 年 2 月の「国語分科会で今後取り組むべき課題について」を御覧ください。目次を御覧いただくとお分かりのように、「公用文作成の要領の見直しについて」が一番上に上がっております。一方で、国語分科会で既にお取り組みいただきました「異字同訓の漢字の使い分け例」、「常用漢字表の字体・字形の指針」、「分かり合うための言語コミュニケーション」など、2、3、4 に関わる場所は、既に御検討いただいたということになります。今この 1 が残っているわけです。

これに関して、1 ページから、経緯が書かれていますが、簡単に御説明します。まず一つは、見直しをしなくてはならないという大きな理由は、単純に内容が古くなっているということです。

ここで机上資料の青いファイルの 01 を御覧ください。これは「公用文作成の要領」なんですけど、これはオリジナルではありません。どうやってこれまで私どもがこれを活用してきたかということをお分かりいただくために、この資料を入れました。「国語関係答申・建議集」にあるものとどこが違うかということ、四角が二つありますが、二つ目の四角を御覧ください。内閣官房注というものがあります。「この要領のうち、昭和 56 年 10 月 1 日の事務次官会議において申合せされた「公用文における漢字使用等について」によって当然改められることとなる部分については、必要な読替えを行い、又は収録を省略する措置を講じた。」

これは昭和 56 年に「常用漢字表」ができたときに内閣官房が付けた注なんですけど、その内閣官房が付けた注というのは何なのか。『公用文用字用語例集』（内閣総理大臣官房総務課監修）という本が、「常用漢字表」が出て間もなく、当時の内閣総理大臣官房総務課が監修して出ています。この本に、この注があるんです。何か特別な公式な注というか、今後のルールとして内閣官房が示したものではありません。この注は、『公用文用字用語例集』という本の注です。特別、公式な見解ということではなく、当時の内閣官房が出した本の注を取り上げて、「当用漢字表」時代からある「公用文作成の要領」を、「常用漢字表」ができたときに「常用漢字表」に読替えてずっと使ってきたわけです。

ところが、「常用漢字表」が平成 22 年にまた改定されます。初めての改定です。「常用漢字表」が改定される时候にも、また内閣官房で注を付けるのはどうかというような議論もあったようですが、そういうこそくなやり方はやめた方がいいのではないかと、22 年の改定のときには、内閣官房注のような形での読替えをやめております。注を引き合いに出して読み替えますという言い方はやめたということです。

代わりに、例えば文化庁で『公用文の書き表し方の基準（資料集）』（文化庁（文化庁国語課）編）という本を出していますが、ここには内閣官房注を引き合いに出すことはなく、今は古くなっているのが適切なところを読替えて使っていますということを、文化庁として注を付けて使ってきております。

では、どんなことが古くなってきているかということですが、これはもう一度オリジナルに戻っていただくのがよろしいかと思えます。「国語関係答申・建議集」76ページからを御覧ください。77ページに「用語について」とあります。ここで特殊な言葉を使わないということが書いてあるんですが、例えば「措置」という言葉を使わない代わりに「処置」とか「取扱い」とするとか、「一環として」は「一つとして」とするとか、「充当する」は「あてる」を使うとかということが書いてあります。これは「国語に関する世論調査」の中でも国民の皆さんにお聞きしたんですが、もう既に定着しているものがある。この左側にある言葉が定着していて違和感のない言葉になっているものがたくさんあります。

その下の「使い方の古いことば」の中に「牙保」とあります。こういう今ほとんど使われない言葉はありますが、この中を見ていくと、今や特に問題にする必要が余らないというものまで言い換えるようになっていきます。

そして、よくここで取り上げられる話として、86ページを御覧ください。これは実際に今でも生きている面がありますので、軽々にもう昔のものだとは言えませんが、86ページの上から2行目、「句読点は横書きでは「、」および「。」を用いる」という規程、ルールがあります。例えば、今御覧いただいているこの本も、みんなカンマ（、）を使ってありますが、それはこの「公用文作成の要領」に基づいての表記です。ところが実際には、今は横書きでも点（、）を使う方が恐らく優勢になっているということがあります。

また、85ページにも「4 タイプライタの活用を期するため」とあるように、古い内容が散見され、言い換えや省略などを行っているんですが、もう既にそれだけでは済まない面もあるだろうということが話として出ておりました。

それから、国語分科会で、平成23年3月11日の東日本大震災の後、文体の平易化以外にも国民の皆さんに情報をお伝えするときに考えるべきことがあるのではないかという議論もありました。そういう中で公用文の書き方、ルールみたいなものを見直してはどうかという議論もありました。

以上のように、取り上げられた経緯として、古くなっているということ、単純に文章を分かりやすくするとか平易にするということだけではなくて、ちゃんと伝わる情報を作るためのルールの見直しが必要なのではないかということ、この二つの観点があったということをお話ししました。

最後に現状についてお伝えします。

まず、平成25年の「国語分科会で今後取り組むべき課題について」14ページを御覧ください。「公用文作成の要領」に書かれている内容について、「国語に関する世論調査」の中でお尋ねした結果です。先ほども申し上げたように、必ずしも使わないとされた言葉が、今なじみがない言葉かということとそうでもない。日常的に使われるような言葉になっているような面がある。

そして、16ページから御覧ください。公用文の作成に関して、国と各自治体の文書担当者、主に実務に当たっている方々にアンケートを実施しています。その結果ですが、例えば16ページを御覧いただきますと、「公用文作成の要領」をふだん参照しているかどうかということをお聞きすると、大体参照しているという人が52%ぐらい、見ている方と見ていない方が半々ぐらいです。付問の1ですが、参照している人も、必要に応じて参照しているという方が8割を超えています。常に席にあって手を伸ばせばあるというような状況ではないということが分かります。

また 23 ページを御覧いただきますと、この見直しについてどう考えますかとお聞きしたところ、見直す必要があるが大体 5 割弱、できれば見直した方がいいというものも 5 割弱。やはり見直した方がいいとお考えの方が多かったということがあります。ですから現場にいる方々にとっても、これを見直すということは一定の意味があるんであろうということが、25 年当時には議論なされていました。

ただし、一方で、各府省においては、この要領を改定するまでもなく日々文書が作られていて、そして長年にわたる蓄積があるわけです。それから各府省の文化みたいなものもある。また役所で作る文書についていろいろな話題、問題が今起きてはいますが、その文書の書き方などを変えようという機運が政府の中にあるかと言うと、必ずしもそうではない面もございます。

そういう中で、「公用文作成の要領」の見直し、改定が本当に必要なのかということがあります。一方で、昭和 27 年の時点では全く想定されていなかった情報化社会になっていて、役所から直接発信をする時代になっているということもあります。そういった状況の変化について、何か考えられることがあるのではないかとということも、そのときには話題になっております。

以上、「公用文作成の要領」の内容と、見直しが課題となった経緯を御説明いたしました。

沖森主査

本日の協議は、実質的には初回です。したがって、公用文作成の見直しという課題について、まずはよく知っていただくということが重要かと思えます。それとともに今後の方針あるいは進め方などについて、御自由にまずは発言いただきたいと思えます。もちろん、ただ今の事務局の説明についての質問・感想も含めまして、何か御発言がございましたらお願いします。

総論的な部分での説明ですが、まずは今の御説明に対して質問等ございましたらお願いします。

福田委員

福田です。この改定をしていこうというところで、今現在ある「公用文の作成の要領」を見ますと、単語単位とか、そういうところに気を付けましょうということが主に書かれていると思うんですが、改定でもそのレベルまでで止まるのか、それとも、もっと文の構造をこういうふうにした方が分かりやすいとか、そういったところまで考えるのか、どこまでを最終目標にしていращやるのかを教えていただければと思います。

武田国語調査官

前回も御説明したんですが、実はどこをゴールとするのかということは、特に事務局としてはっきりと持っているわけではありません。つまり「公用文作成の要領」そのものが、言ってみれば昭和 27 年にできて古くなっているんですが、何かそれで困っていることが実際にあるかということ、必ずしもそうではない面もあります。

読替えをしたりして、ここに書かれていることは、ある意味しっかりとある程度定着をしていて、必要な部分に関しては、役所の中でちゃんとそれが使われているという状況があります。

ただ、一方で、この中では想定されていなかったような問題もあります。むしろそういうことも含めて、見直すという考え方もあるでしょうし、あるいは、「公用文作成の要領」そのものを改定するというを最初から目標とするのではなく、一般の人に分かりやすく伝えられるような文書作成の在り方みたいなことを検討していた

だいて、それがきちんとまとまったときに、場合によっては「公用文作成の要領」そのものの改定にまでつなげていくというようなことも考えられるかということで、今後の議論の中で、決めていただければと思っております。

関根委員

2点ほど質問です。1点は、法令について、「公用文作成の要領」の3にあるので法令を含むと御説明されたんですが、これを読むと、法令の用語用字についても1及び2に掲げた基準によると、この書き方だと、むしろ「法令というのはそもそも公用文の中には入らない。でも法令についても」と読めたんですが、どうなのでしょう。

武田国語調査官

そもそも、もしも法令が公用文でなかったとしたら、ここには恐らく入ってこない。「公用文作成の要領」という全体の枠の中に法令の用語用字ということが書かれておりますので。ただ、常に別扱いにはなっておりますので、全ての公用文と同列に語れるようなものではないというのも明らかかと思えます。

関根委員

その辺の事情がこの書き方なんです。

武田国語調査官

そういうことです。

関根委員

もう1点です。時々、内閣官房注付きの「公用文作成の要領」だと省略というのがあって、例えば用字についての、「2 用字について」1(1)は、オリジナルではいろいろな単語単位での例示がある部分ですが、これが(省略)となっています。この省略の意味、趣旨はどういうところにあるのか。つまりこういうものは、実質上使わないでおきましょうということなのか、それとも、もう当然これは今後ともこういうところには気を付けなければいけないということなのか。

武田国語調査官

両方あるかと思えます。例えば、「国語関係答申・建議集」78ページ、「2 用字について」1の「(1)当用漢字表・同音訓表を使用するにあたっては、特に次のことがらに留意する。」の後の1を御覧ください。ここが現在のものでは省略されているところですが、「当用漢字表」は、「常用漢字表」にまず読替えてあって、その後、「1 代名詞・副詞・接続詞などのうち、次のようなものは、できるだけかな書きにする」とあります。御覧になってお分かりのとおり、「且つ」や「但し」のように、今、公用文で仮名書きするものも含まれているんですが、そのほかのものは現在、全部漢字書きです。

つまり「当用漢字表」から「常用漢字表」に変わるときに、公用文の書き方のルールがかなり変わっているんです。ですから、その辺りは省略になっているということです。「(省略)」というのが、本当は正しいのか分かりませんが、あると困るわけです。現状と違うので、そこはそのまま省略しました、落としてあります、といったものが多いかと思えます。

関根委員

表記に関して言うと、結構大きい変化ですね。

ですから、この「(省略)」が非常に気になりました。だから現状では、例えば憲法にあるような漢字、つまり常用漢字が入っているものは使うということにはなっているが、この時点では、むしろある意味進んでいたわけですね。当用漢字にあっても、読みやすくするためにはこういうものは仮名書きがいいというような原則を作って、むしろこういうことをしていこうということになっていたわけです。そういう意味では、表記の分かりやすさの面では、この時点で後退したんじゃないかと思います。この辺りも今後取り組んでいく余地というのはあるんでしょうか。つまり「常用漢字表」にあるものは漢字にするという大原則を進めることはできるんでしょうか。

武田国語調査官

非常に難しい問題だと思います。後で説明しようと思っていたんですが、この時点からずっと先になります。昭和48年に「当用漢字改定音訓表」が出ます。「当用漢字改定音訓表」までは、漢字政策は制限的でした。どちらかという制限的に行っていたのですが、「当用漢字改定音訓表」から「目安」に変わります。なおかつ漢字も比較的積極的に使っていくような方向に変わっていきます。例えば「当用漢字表」のとき「言葉」というのは仮名で「ことば」と書いていました。でも、現在は漢字で、「言(う)」に「葉(っぱ)」と書くわけですが、そのように漢字を使わなかったものも積極的に漢字を使おうという流れがその時点からあるわけです。

公用文は、法令に合わせるということをして昭和48年からやったんです。この歴史をたどると非常に複雑な話になりますが、法令というのは、どちらかという硬い文章になります。その法令に、表記も含めて、どちらかという公用文を合わせるということを決めたのが昭和48年なんです。

公用文全体として、今まで漢字で書いたものをより分かりやすくなるように仮名で書こうと決めて、それに替えていくというのはそう簡単なことではないかと思いません。そういった法令と公用文の表記の一体化という考え方があるということです。

沖森主査

では続きまして、配布資料3及び机上資料を御覧いただきながら、現在、国の行政機関で働く人たちが公用文を書く上で、「公用文作成の要領」をはじめ、そのほかどのようなものをどのように参考としているのか。また、それらの内容のうち、今後検討を進めていく上で是非とも理解しておくべき重要な点などについて、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

国の行政機関で何を基準に文章を作っているかということをお願いします。例えば日々のメールを書くとか、そういったレベルの文書というのものもあるんですが、ここでは少し公度の高いものを想定してお話ししたいと思います。

まず、内閣告示・内閣訓令が国語に関しては五つあります。「ローマ字のつづり方」については、ローマ字で公用文を書くことはほとんどないので、ここでは取り上げませんが、内閣告示・内閣訓令の四つを机上資料の「国語関係告示・訓令集」に挙げてあります。これは全て昔の国語審議会とこの文化審議会国語分科会での議論が基になって作られているものです。

先ほど法令の話も出ましたが、実は法令に関しても古くは、国語審議会時代は、かなり法令に関する建議などを国語審議会ですべて上げていて、それが実質的に法令に採られていた時期もあります。現在は以前と少し変わっていて、法令に関しては内閣法制局あるいは法務省などで検討されるということになっています。

そして、ここで注意していただきたいのは、現在の「常用漢字表」は、本体そのもの

のが、内閣訓令になっていないということです。ここに挙げたほかの三つは、いずれも内閣告示・訓令です。訓令というのは、国の公務員に対して、これに従って文書を作りなさいという、言ってみれば命令です。ところが「常用漢字表」に関しては、これは内閣告示にとどまっています。内閣訓令になっておりません。

代わりに、机上資料、青いファイルの 02 を御覧ください。昭和 56 年の「常用漢字表」のときには、内閣告示・訓令だったんですが、それとともに、これと同じ「公用文における漢字使用等について」が、事務次官等会議の申合せという形で決まっていたんです。ところが平成 22 年の改定の際に、その事務次官等会議申合せを行う主体である事務次官等会議が当時なかったんです。それでこのときは、「公用文における漢字使用等について」を訓令として政府が示したということになります。ここがほかのものと違っているところです。この「公用文における漢字使用等について」では、国の公務員は「常用漢字表」に基づいて書くことになっているんですが、その具体的な運用がここに示されています。例えば常用漢字で書くと言いながら、こういうときには仮名を使いなさいというようなことが書かれているわけです。そういったものの例が挙げられているということです。

それからもう一つ。この青いファイルの 02 の 4 ページ目に「送り仮名の付け方について」というところがございます。実はここが是非ともお知りおきいただきたいところです。ここに挙げているような書き方は、実は学校で学ぶ送り仮名とちょっと違うのです。例えば「明渡し」というのは、もしも中学生や高校生に「アケワタシ」と書いてもらおうとしたら「け」を入れて「明け渡し」と書くのではないかと思われれます。あるいは、この中には「買上げ」とありますが、これも「い」は入っていません。こういった送り仮名の付け方というのは、実は法令のルールなんです。複合語に関しては、この法令にある形に従って公用文もこういう書き方をするというのが決まっているわけです。先ほど申し上げた法令と公用文の表記の一体化ということについて、一番はっきりした形で出ているのがこの部分です。極端なことを言えば、学校で習っている書き方と公用文の書き方で違う場合があるということになります。

以上のように、「公用文における漢字使用等について」を中心に、内閣告示・内閣訓令というものがあるということをお伝えしました。そして、その内閣告示・内閣訓令に基づいて文章を書くように命じられているんですが、その運用において何を使うかということ、先ほどから話題になっている「公用文作成の要領」になります。こっちの方がずっと先に、「常用漢字表」よりもずっと先に出ているものですが、この「公用文作成の要領」が公用文を書くときの非常に基礎的な資料になっているということです。

そして、法令と公用文を一体化させるという約束があるので、我々は法令に関する通知も横目で見ながら文書を書くことになります。法令に関する通知として「法令における漢字使用等について」が、机上資料、青いファイルの 03 にあります。「常用漢字表」が平成 22 年に改定される際に、内閣法制局と文化庁でもよく協議をしながら、内閣法制局でこの内容を決めていただきました。主体は内閣法制局の方です。「常用漢字表」が変わることで法令の表記も変わるわけですが、どのように今後漢字を使っていくかということが書かれています。

例えば 1 ページを御覧いただくと、「1 漢字使用について」の(1)では、今後漢字で書けることになりましたというものが並んでいます。これは「常用漢字表」に 196 の漢字が新しく入りましたので、例えば「覚醒剤」の「醒」というのは平仮名で書かれることが多かったんですが、今は漢字で書くようになっています。

また(2)では、今回「常用漢字表」にこの字は入ったが、引き続きそれまでの字を使いますよというものが並んでいます。例えば「壊滅」といったときに、「壊」というのは、古くはこの「潰す」という字を使っていたわけです。これを常用漢字表に

入れるときには、実は「胃潰瘍」という言葉が意識されて入ったんですが、「胃潰瘍」のためにはこの「潰」は使うが、「壊滅」までには及ぼさないという考え方があって、そういうこともこの「法令における漢字使用等について」に挙がっています。こういったものを見ながら法令と公用文の表記を一致させるというのが公用文の書き方としてあるということです。

そして、ここに挙がっているような国の行政機関全体に向けられた通知を受けて、各府省で手引を作っている場合があります。その例として、机上資料、青いファイルの04、文部科学省で使っている「公文書の書式と文例」をお示ししました。これは平成23年3月、「常用漢字表」が改定してしばらくしてから出されたものです。ここにはかなり詳しく公用文を書くときの、公文書を作るときの心掛けみたいなものが書かれています。こういうものは既に、少なくとも文部科学省では共有されているということです。

例えば、この前書きを御覧いただきますと、文書の種類ということで、「通知」、「許認可等」、「依頼」、「照会」というものが並んでいます。こういったものを対象として、この本が作られていること。それから「目次」をまたいで「総説」が1ページから始まりますが、ここでは「公用文は、どうあるべきか」、「文体について」、「用語用字について」などが、「公用文作成の要領」であるとか、内閣訓令・内閣告示などを参照しながらかなり詳しく書かれています。

こういったものを文部科学省のように持っているところもある。今は6訂になっていて一般には販売していませんが、4訂までは一般の書籍としても刊行されていました。ですから、こういうものが社会で参考にされていたときもあるということです。

ただ、先ほどから法令と公用文は同じ書き方をすると申し上げていますが、こういう公用文の表記をきっちりと学ぶ機会というのは、公務員の皆さんにはなかなかありません。例えば法令を作るとか、国会から質問主意書が出たときなど、そういうときにきちんと学ぶ機会を得るという傾向が現在はあるかと思われれます。また文科省では、こういったものに基づいて文書を作るわけですが、文書情報管理室というところが大臣官房総務課にあって、外に出すような文書は、そこで表記のチェックを専門官という者がしていたりもします。

もう一つ、その他ということで挙げておりますが、先ほど田中牧郎委員からもお話がありましたが、例えば外来語の言い換え提案というものが国立国語研究所から出ております。政府で外来語を余りむやみに使わないようにしようというときには、これを参考にしましょうという呼び掛けが、これまでも何度かなされてきています。

それから文化庁次長の依頼通知もここに挙げております。机上資料、青いファイルの07に挙げております。当時の国語審議会の答申の中で「国際社会に対応する日本語の在り方」という答申があり、その中で外来語の使い方について書かれているんですが、その後文化庁からこういった文書を発出して、外来語の使い方については気を付けてくださいということ促してきたということもあります。

以上、ふだん書き方に困ったときには、文科省で作っているような手引などを見ながら書くということになります。具体的な資料を紹介しながら説明いたしました。そこには内閣告示・訓令であるとか「公用文における漢字使用等について」というような通知が元々あって、それを参考にしながら役所は文書を作っているということです。

沖森主査

多方面にわたることではありますが、ただ今の事務局の説明につきまして御質問・御感想等、御自由に御発言いただければと思います。

各論とでも言いますか、具体的な話にも少し入ったところではありますが、質問で

はなくて感想等でも結構ですので御自由にお願いします。

川瀬委員

余りにも話が大きくて受け止めかねています。確かに昭和 26 年からの話なんでしょうが、平成 23 年の文部科学省の「公文書の書式と文例」は、これはこれでよくできています。となると今回、公用文の書き方の見直しをここでやる意義というのは、一番のポイントというのは何なんでしょうか。省庁と政府という関係はあるのでしょうかけれども…。

武田国語調査官

私が答えられることではないのかもしれませんが、今の御指摘は非常に大切なところかと思えます。公用文を書くということと言うと、ある程度かっちり決まっている部分があり、むしろかっちり決まっているにもかかわらず、なかなか法令であるとか質問主意書のような外に出ていく文書に関わらないと、きちんと公務員が書き方を学ぶ機会がないという問題が実は一方にはあるということかと思えます。

ただ、もう一つは、配布資料 4 の 1 枚目を御覧いただきたいんですが、「公文書の書式と文例」というのは、一義的にはここにあるような文書を書くためのものなんです。でも今は、こういうものだけではないという面もあると思えます。

そうすると、仮にこういう文書番号を付けて発出していくものには、伝統であるとか各府省の文化であるとか実務の積み重ねなどがあります。しかし、情報化社会が進んで、それ以外の部分も考えなくてはいけないところがあるということは、ここで御検討いただく意味なのかもしれないです。

もっと言えば、「公文書の書式と文例」や「公用文作成の要領」にあるような、今見ていただいたような、押印をして文書番号を付けるような書式自体が古いんだということになれば、場合によってはそこまで御検討いただくことになるのかもしれない。

川瀬委員

大変なところへまた踏み出すんだなという、前回の会議で主査がおっしゃっていた身の引き締まる思いというのが、非常に痛切に感じられるところです。

沖森主査

さて、様々な公用文があるということで、そうした国の行政機関が出している文書、白書等に見られる文書の例を事務局に準備していただきました。それが配布資料 4 になります。これを御覧いただきながら更に御説明いただき、引き続き協議していただきたいと思えます。

では、配布資料 4 についての説明をお願いします。

武田国語調査官

公用文と言ったときに、どっからどこまでが公用文なのかという問題があるのではないかと、そして公用文にもいろいろなレベル、層、そういったものがあるということが話題になったかと思えます。その際、そういったものの例を是非見たいという御意見がございましたので、こちらに用意しました。国の行政機関が作成した文書の例ということで、典型的な通知文の形、白書、広報誌、SNS の四つについて、二つずつ例を挙げております。

一つ、公用文と言ったときに、先ほどから少し話題になっていますが、この通知の手前に法令もあるかと思っております。ただ、法令に関しては、今回は御用意してお

りません。法令のことまでここで検討いただくということは考えにくいと思いましたが、法令は落としてあります。

まず通知文ですが、これは文部科学省の「公文書の書式と文例」の文例から2ページ分抜いてまいりました。1ページ目ですが、これは文部科学省の内部向けの通知です。国が行った調達に対する苦情申立て、この「申立て」というのが正に公用文の表記なんですけど、申立てについてのうんぬんというものです。これを見ていただきますと、ここで文章のよしあしを申し上げるつもりは全くないのですが、やはり役所の中でやり取りする文書だなという印象をお持ちになるのではないかと思います。また表記についても、例えば本文の2段落目の3行目、「具体的に示されていない又は求めている要件であり」、この「又は」という書き方も法令、公用文に特有の書き方かと思われまます。

次のページですが、今度は外に出す通知です。省内関係だけではなく、都道府県の教育委員会などに出しているものです。これは今使っている表記と一部違う、「子ども」という表記が今は漢字で「子供」と文科省は書くようにしていますので、その辺りが違うんですが、これを見ていただきますと、基本的には1ページ目とそれほど大きな変化はないかと思われまます。外に出すときにもこのような形で文書が作られています。表記についても、下から三つ目の段落、「また」から始まる段落を見ていただくと、「御周知くださるとともに」の「御」が漢字になっており、その後も「御指導」という言葉が出てきます。次の段落の2行目にも「御活用」という言葉が出てきます。こういうときの「ご」は漢字「御」で書くという約束があります。また「とりくみ」も「取組」と漢字2字で書いております。これが公用文のルールに基づいた書き方になっているということです。

こういった文書を作るときには、先ほど見てきた諸基準に沿ってやるのが当然と言いますか、そのようにすべきものかと思いまます。

次に3ページですが、ここから白書になります。白書はもちろん一般の方にお読みいただくということで、毎年「文部科学白書」が作られていますが、実際に一般の方が本当に手に取るのかということはあるかと思いまます。むしろ教育の問題、あるいは科学技術の問題などに関心のある方が御覧になるということを前提に書いている面もあります。

「文部科学白書」を御覧いただきますと、幾つか指摘できることがあるんですが、あえて今回、科学技術・学術政策の展開という難しいところを持ってまいりました。1行目の「イノベーション」という言葉、3段落目には「科学技術イノベーション」とあって下に注が振ってあります。このようにふだん出合わないような言葉が使われるケースがあって、そういった場合には、これは国語課からもお願いすることですが、注や説明を付けてくださいと。「Society 5.0」なんていうのにも注が付いています。

それから表記に関して言うと、白書は、これまで見てきた公用文表記にかなり合わせた書き方をしています。例えば3ページで言いますと、「オープンイノベーション」という言葉があるんですが、その下に「資金の好循環システムの構築の四つを重要な柱と位置付けています」とあり、「四つ」というのは、ここでは漢数字の「四」を使って「四つ」と書いています。これも公用文のルールです。算用数字の「4」は、このような「一つ」、「二つ」、「三つ」、「四つ」という場合には使わないというルールがあります。

4ページを御覧いただきますと、常用漢字でない字が出てきます。「俯瞰マップ」という言葉ですが、こういったものには、「俯瞰」という言葉は常用漢字にないので振り仮名を付けるという対応をしています。表記の話ばかりしていますが、こんなような形で書かれています。余り中身に入っていないような難しい言葉などについて

は注を付けたりにしているということがあります。

7ページからは、文化庁のうち、やはり難しそうな著作権の部分の抜いてきました。ここでも表記は、基本的に公用文の表記を使っています。また外来語ですとか難しい言葉については注を付けたりにしております。

この後、広報誌に移りたいと思うんですが、最終ページの方から縦書きのものが有りますので御覧ください。漢数字で下に手書きで「一」というページが振ってあります。これは「文部科学広報」という文部科学省が出している広報誌です。そこから抜いてきました。

「文化芸術立国」の実現を目指して」。これは、まず縦書きであるということが公用文の原則と外れています。広報誌だからということになると思いますが、ただ、縦書きのときには算用数字ではなく漢数字を使うという考え方がありますが、ここでは算用数字を使っているのが「一ページ」で御覧いただけるかと思えます。

それから「一ページ」の3段目の右から8行目のところ、「かけがえのない文化財の保存・活用」と出てきます。「かけがえのない」というのを国語課で書くときには漢字を使います。常用漢字で書けるからです。「掛け替え」と書きます。しかしここでは、意識しているかどうか分かりませんが、平仮名をあえて使っているということがあります。

「五ページ」に飛んでいただきますと、一番下の段に特徴的なものがあります。例えば一番下の段の後ろから7行目に「ユニークベニユーの促進」という言葉が出てきます。ここは残念ながら注が付いていません。「ユニークベニユー」というのは、参加者に驚きを与えるような特別な会場という意味のようで、美術館や博物館などでパーティーをすることのようなんです。「こういった言葉が出てきているんですが、ここでは注が付いていないと気付きました。

そのすぐ後、のところに「歴史^い生き活き」と、こうした表記が使われています。

「常用漢字表」では、「活」は「いきる」とは読めないの、振り仮名が振ってあります。

こちらにも主に表記の話ばかりですが、このような形で広報誌を出しています。公用文の基本ルールとは違う書き方をしていますが、ところどころ、広報誌としての工夫であるとか、そういったものが見られるということです。

もう一つ広報の例として、算用数字の11ページです。文化庁広報誌に「ぶんかる」というものがありますが、こちらの例をお持ちしました。この例は、お書きになっている方が文化庁の職員ではありません。外の方に書いていただいています。そうすると、最初の文の頭から、「たとえば」というのは、公用文の表記では漢字を使いますので違っています。それから2段落目の1行目には、「世界のさまざま」と、「さまざま」というところも仮名になっています。かと思えば、2段落目の下から3行目ですが、「選^えりすぐり」というところに漢字を使っていますが、「常用漢字表」の考え方ですと漢字は使えません。このように役所が出しているものではあるが、外の方がお書きになるというケースもあって、そういう場合の表記なども、場合によっては問題になるのかもしれない。

また、広報誌ということで、12ページからのものを見ても分かるんですが、なるべく分かりやすく伝えようという印象を受ける文章になっています。表記、漢字の使い方などについても、そういったことを意識して書かれている面があるかと思えます。

今回、ここを持ってきましたが、各府省の広報誌などを見ていると、最近では外注していて、公用文を、はなから余り意識していないケースなども見られます。また漢字の表記などについても、「常用漢字表」を外れた書き方もかなり見られるところが

あります。

そしてもう一つ、14 ページです。これが正に新しいものになるかと思うんですが、SNS、ツイッターの例を二つお持ちしました。一つは文部科学省、もう一つは先ほど御紹介した広報誌「ぶんかる」が持っているツイッターのアカウントです。

文部科学省の方を見ますと、一番上は、主に表記の話になってしまいますが、「とりくみ」が「取組」という書き方になっていて、これも公用文の書き方です。ところが二つ目を見ると、「「デザインパテントコンテスト」を開催」の後にびっくりマーク(!)が付いています。これは公用文では余り使いませんので、そこから外れています。ただ、文部科学省のツイッターをいろいろ見たのですが、非常に表記に関しては公用文の書き方を意識した硬い書き方になっています。これは推測ですが、このツイッターは文部科学省としてのツイッターなので、余り外さないやり方をしているのかとも思います。

その下、広報誌「ぶんかる」なんですが、こちらは絵文字などを使うようになっていきます。「「国立映画アーカイブ」が誕生しました」、クラッカーの絵ですとか、下は国語課の仕事を紹介してくれているんですが、「今日は暖かい一日でしたね～」と長音記号が波の形になっていて太陽ですとか。最後もクエスチョンマークで終わっているものも見られます。

つまり役所で出す文書も、今は様々なケースがあって、典型的な最初の通知文のようなものや、法令、比較的公度の高い白書など、そういったものから離れたところでも、直接国民の皆さんに発信することがあるのだという例を御紹介しました。

沖森主査

公用文と一口に言ってもいろいろなものがあるということで、ますます混乱するところもあるかと思いますが、単純に日本語の表記と、あるいは日本語の表現、文章と言いますか、それで済むという問題ではなくて、広報など政府全体に関わる様々な行政での文章があるということになるかと思います。

この国語課題小委員会では、どんな形でこの答申、もしくは報告に関わるのかというところも含めまして、ただ今の説明に対する御質問等、自由に発言を頂きたいと思っています。

鈴木委員

ひょっとしたらたまたまなのかもしれませんが、通知ということで二つ出していた文章と、白書以降、特に広報誌と比較すると、文章の長さが全然違うように思います。これは何か意識をしておられるのかどうか。それとも例示していただいた文章がたまたまそうだったのか。いかがでしょうか。

武田国語調査官

やはり広報誌になったときには、一般に短い文の方が分かりやすいという考え方がありますので、そういったことに相当気を使う面があるのかと思います。一方で、これ、内部に向けての通知ということもあって、長さよりも例えば正確さを意識している可能性はあるかと思います。その結果長くなったということはあるかもしれません。

実は少しあえて長くなっている文章を選んでいる面もありますが、ただ、内部向けの公用文においては、こういった文章が書かれていることもあるという例として御覧いただければと思います。

鈴木国語調査官

今の関連です。白書には、執筆要領があって、その中に文章をできるだけ短く、大体何行以内にと書かれています。例えば、一文が5行にわたるようなのは良くないと示されています。それを意識して書いている部分と、あと白書はゲラが上がったときに、全部国語課に回ってきます。国語課で長い文があると大体短くすべきと指摘するので、そういうことで短めになるという部分はあるかとは思いますが。執筆要領の中できちんと書かれているという影響は多分あると思われます。

鈴木委員

言ってみると、個別の書類について、また細目みたいなものがあるということですかね。

鈴木国語調査官

はい、白書は、白書の執筆要領というものが全省的に流れてくるので、基本それののっとして原稿を作りなさいとなっています。

鈴木委員

それはつまり「公用文の作成要領」の中に更に細目、そういう白書はこう、更にここを気を付けなさいという細かなルールがあるという位置付けか。

鈴木国語調査官

そうです。まず「公用文の作成の要領」がベースにあって、そこに書かれていない、例えば半角を使うか全角の数字を使うかということですか、あと元号をどう使うかとか、そういう例示があるものなので、それは白書の原稿を作成するときにだけ出てきて、最初のところには当然、「公用文作成の要領」と、文科省の書式と文例にまずのっとなるということがあった上で、そこに載っていない部分を執筆要領の中で示しているということです。

鈴木委員

「公用文作成の要領」には、文章が長くないようになんて書いていないですか。

関根委員

書いてあるんです。

鈴木委員

書いてありますか。

関根委員

「公用文作成の要領」そのものに、「文章を長くすることをさける」とあります。

鈴木委員

書いてあったんですね。しかし、例示していただいたもの、これ、一つの文が一つの段落で7行ですよ。

善本委員

私は今、都立の中高一貫校の校長をしていますが、教育委員会にいたこともあったので、東京都としての公文書の使い方というのはある程度承知しています。かなり国のものに準じている形で、ただ、細かいところで違うのが面白かったです。タイトル

を国は4文字以上空けると書いてありますが、東京都は3文字となっていて、そういうのは何を根拠にしているのかというのは非常に興味深く感じました。

実際に先ほどからの話を伺っていると、今の状況でそんなに大きく困っていることがあるわけではないという流れの中で、60年ぶりに新しく直されるのであれば、何を目指して、どういう理念を持ってというのが大変重要だと思います。

そういう観点から言うと、時代の変化の中で、例えばもちろん昭和27年のものにも敬語はどのように使うべきであるとか、そういったことが書かれています。であるならば、今の時代にふさわしい、現代の価値観に合わせた、例えば教育振興基本計画においても、中教審の中でキーワードは「多様性」ということが語られているので、そういう人権上の配慮について、例えば今であればLGBTに配慮してとか、確かにどのような書き方をするかという問題はありますが、考える必要はあるかと思えます。多分、昭和20年代には人権の観点から公用文が考えられるようなことは、それほどなかったのではないかと思いますので、それが賛成かどうかは別にして、何か大きな切り口がなければ、何十年ぶりに書き直すということに余り意義が見いだしにくいのかなという感じがしています。

そういった意味で、例えば学校現場では、絶対に「父兄」という言葉は使いませんが、世間一般では、テレビも含めて、マスコミも含めて、ごく当たり前に出てきます。「父兄」と聞くと、私たちはどきっとして3センチぐらい飛び上がっちゃうんですが、学校の集まりの中でも、保護者の方はそういう言葉が使われたりすることはあります。

そういったことは一つの例として、どのような理念で直すかということもあり得るのかなと感じました。具体的な使い方ということだけじゃない部分を入れていった方がいいのではないかと感じました。

入部委員

「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」の16ページに、「「公用文作成の要領」に関わることについて」というアンケートを市町村まで取っているということなんですが、勤務している大学の図書館の司書は、「公用文作成の要領」を机上に載せていて、それに準じて議事録を作るんです。私のところに文責という形で議事録案が回ってきて、カンマ(、)じゃなくて読点(、)でいいんだよと、いつも言っているんですが、根拠資料がないと、と言っています。これに準じて開学以来書いているわけだから、先生が館長になったからといって読点にするわけにいきませんと却下されています。

そういう意味でも、公の、行政機関だけではなく民間のというか、そういうところでもそれを一つの根拠資料にして公のものを作っているという意識があり、将来的にはジャイロ・クラウド(JAIRO Cloud 国立情報学研究所共用リポジトリサービス)に、議事録もこのクラウドに載せていこうとしているものですから、民間というか普通の大学レベルでも、議事録などを作った場合に、それを公用文というふうに考えて作っているところもあるということです。作成者を国の行政機関だけではなくて、そういうところまで広げていただいて、私たちが作るときの指針になるようなものを作っていただけると、見直す意義があるのかと思えます。

塩田委員

前回、公用文の中を多少区分けして、どの範囲、どういったところに力を置くべきかということをした方がいいんじゃないかという御提案をいたしました。今回、通知、白書、広報誌、SNSを出していただいて、その感を強くいたしました。

どうということかと申しますと、恐らく特殊記号と言いますか句読点の問題、これは

全部に共通する問題としてやってもかまわないかと思いますが、単語の使い方あるいは表記の仕方に関しては、特に通知については、これはもう本来の意味でのクラシックというか、霞が関文学の一つとして、このままでいいのではないかと私は思っているのです。これはいじる意義は特にないと思います。対象とするのは、広報誌、SNSの方ですね。白書は、この辺はどこまで踏み込むかなんですが、前回のコミュニケーションの話の踏まえると、通知については、これはもう「正確さ」、「正しさ」が問題となります。一方、広報誌、SNSは、それに加えて「分かりやすさ」、あるいは「敬意と親しさ」などの観点をもっと入れていく必要があります。そして今、手掛けるんだったらやはりこっちだろうと思うんです。

考え方の一つは、通知の方は、これは伝統的にAがマルであればBはバツであることを含意するという立場に立っていると思うんです。どういうことかと言いますと、「ことば」は「常用漢字表」以降、「言葉」と書く決めたら、これはもう平仮名で書いてはいけないということを含意しているわけです。ですが、広報誌、SNSはそうでなくてもいいのではないかと思います。つまり「言葉」もであれば、「ことば」もであるという考え方を持ってきてもいいのではないかと思います。「とりくみ」も「取組」だけではなくて「取り組み」と四文字でもいいのではないかと。先ほどの「かけがえのない」も、平仮名で書いてもいいんじゃないかというのをやはり公用文の中でも、特に国民に近い方の広報誌、SNSについては、いずれもであるという考え方を持ってくることを認めることからスタートできるのではないかと思います。

福田委員

私も塩田委員の意見に賛成です。やはりせっかくコミュニケーションについてまとめたわけですから、それをういて分かりやすい文書の作成という観点から始めると、まずいいのではないかと思います。こうした文書の例を出していただき、白書以下は、読み手は一般であり、通知の場合は、内部とかどっかの機関なので、「分かりやすさ」というのは確かに一般対象である白書以下のものかなと思います。そうするとこの白書以下のものをもっとこの間の話合いに準じて、こうしたらいいんじゃないかということが言えそうだと思います。

ところが、今度は書き手の観点に立ちますと、通知も白書、広報誌、SNSも、ここはちょっとよく分からないんですが、組織的には同じ人が、通知を書く人だけが特定にいる、ある特定の人が通知だけを書く、ある特定の人が広報誌だけを書くというのではなくて、多分異動とかもあって、いろいろな文書を書かれるのではないかと思います。そうなったときに、通知の場合には、例えば「とりくみ」は「り」や「み」は要らない「取組」だが、広報誌の場合には入った方がいいとかというスイッチングが、書き手の立場に立つとちょっと難しいのではないかと思います。そうすると、実は通知に関しても、分かりやすさを前提に、このようにしたらどうですかという話は言えるのかと、言った方がこういった文章を作る人たちのためになるのではないかと思います。思ったんですが、いかがでしょうか。

岩田委員

ここに出てきたものは、先ほどの青いファイルの04の書式と文例がカバーする範囲という理解でよろしいんですね。その中で、一応これらの文書は義務教育を受けた方なら誰でも読めると始まっています。この辺は、私の直感には全く合わないと言いますか、本当に中学生、高校生が、この通知文がすらすら分かるのかと思うんです。もしそういうことをちょっと調べることができるのであれば、難易度設定の基準というようなものができるのではないかと、お聞きしていて思いました。

文書の種類別に分けていくというのは本当におっしゃるとおり必要だと思いますが、今回ツイッターが出ていますが、ちょっとその前段階で、ウェブ上で一般市民向けに出しているお知らせの類いというのはたくさんあると思います。そういったものはかなり生活に密着していて必要なものがたくさんあると思いますので、ツイッターまでいろいろなことを言うところのその一つ前の、もう少し切実な文書に関しては、かなり積極的な提案をしていってもいいんじゃないかと思いました。

関根委員

私もさっき福田委員がおっしゃったような、最終的にはそこまで行った方がいいんじゃないかという思いを持っているんですが、ただ、今までの経緯を聞いてみると、結局、法令のところで必ず止まってしまっています。そもそも最初は公用文に法令が合わせるといことで始まったはずなのに、いつの間にか逆に法令文の方に合わせなきゃならないということになって、そうなるともう、そこで動きが取れなくなってしまっている感じがするんです。

そういう意味では、まずはある程度対象を絞って始めるのが有効なのかと。言わば民間企業で言えば社内文書と社外文書みたいなものです。民間企業の場合でも社内文書はフォーマットがあるから好きに書けばいいが、社外文書に関しては、いろいろそれこそ配慮なども含めた書き方をしなきゃいけないわけです。だから公用文における言わば社外文書のようなもの、つまり今までの「公用文作成の要領」というのは社内文書の書き方だったんじゃないかなと思うんです。だから公用文における社外文書の書き方を作るという。それが将来的には社内文書の方まで考え方として及ぼせばいいかと思うんです。

法令の方だって、今は法令も易くする、分かりやすくするという動きが始まっているわけですから、別の方向を向いているわけではないと思うんです。ただ、管轄とかいろいろなことがあってストレートにはいかないんでしょうが、将来的には、特に複合語の送り方などは、はっきり言ってこれ、どうでもいいことです。ある言葉を使わなきゃいけないというのは、それはあると思うんです。法令では厳密な決まりでやらなきゃいけないものもある。例えば「又は」と「及び」を使い分けるとか、そういうことはやっぱり崩すわけにはいかないでしょう。しかし、複合語の送り方なんていうのは、これは正に当時の何か便宜上の理由だったんじゃないかと思うので、恐らくそれを教育に合わせても、何の不都合もないことだと思うんです。

ただ、いろいろな制度上のことがあって難しいでしょうから、まずは社外文書、公用文の社外文書の作り方みたいなものを意識して始めたらどうかと思いました。

一つ質問なんですけど、「公用文の作成に関するアンケート」で、アンケートを受けた人たちは公用文をどういうふうに意識しているのでしょうか。今言ったような内部文書について言っているのか、それとも広く広報的なものまで含めて意識しているのでしょうか。

武田国語調査官

必ずしも文書番号を付けるようなものを意識してください、というような前置きはしておりませんので、少しぼんやりとしたところで公用文というのを捉えていただいていると思います。これまでここで公用文という話をするときにも、そこがかなりぼんやりとしたまま話されてきた面もあるのかなと思います。

田中（牧）委員

今の関根委員や福田委員に基本的に賛成なんですけど、法令文も含めて取りあえずやるというのが、まずは必要なんじゃないかなと思います。結果的に出すときに、どこま

での適用の範囲にするかは後で検討する。やっぱり実態が分からない、特に役所の中が分からないのですが、役所の人がまず言葉を変えれば、かなり影響力があって、一般的に分かりやすい言葉が広がっていくと思うんです。ですから役所の人を変えたいような提案の仕方をするのがいいんじゃないかと思います。

そういうときにやはり一番力のある法令文を最初から外してしまうと、ちょっと弱い。せっかく検討しても、それが余り使ってもらえなくなる心配がある。まずは、最初はなるべく影響力のあるところを目指した方がよいと思います。さっきツイッターをどうするかということもありましたが、ツイッターは極めて新しいコミュニケーションツールで、まだ実態が不安定で、将来どういう形で、また新しいスタイルが出てくるかもしれないので、余りそのことを中心に扱おうと変わってしまう。そこは射程には入れるが、比重はどちらかと言うと、より上の方を目指すというふうに私は考えます。その方が検討もしやすいし、後である程度検討した後、どこを目指してこれを出すかということその段階で検討したらいいんじゃないかと思います。

関連してもう一つ、何を対象にするかです。表記なのか、語彙なのか、文法なのか、文体、文章なのかです。そこも極めて重要で、それは今の議論と多分関わってくると思います。従来の基準は基本的に表記だと思うんです。表記だけだったらもう、多分困っていないということだと思うんです。ですからやはり表記だけにとどめないということは重要だと思うんですが、そのときにどこまでやるか。恐らく表記、語彙、文法、文体という順番が、言語学的にはだんだん拡大していく順序だと思うんですが、多分大事で難しいのは語彙とか文法なんです、もう一つその先にある文体は比較的扱いやすいかと思います。

文章全体のスタイルなんです、例えばさっきの白書と広報誌を比べると、「である体」と「です・ます体」が、そこで区切られていて、一番高いところの法令文は当然「である体」で、そしてSNSは「です・ます体」でもない、何か新しい「新言文一致体」みたいな、新しい文体です。何を対象にするかということ、役所のいろいろなものがあるんでしょう。

取りあえず文末の文体である程度線引きをして、基本的に「である体」「です・ます体」辺りを中心に扱って、その違いで見えてくる文法的な言い回しとか、語彙を分類して、どの辺を問題にするか。

恐らくさっき出してくださった外来語はやらなきゃいけないと思うんですが、分かりにくい言葉は外来語だけではありません。ただ、外来語以外は今まで余り語彙の基準がないので、そこが難しい。でもそれを、文章の階層、層分けをする、そういう作業をしながら、一体どの辺りの言語現象をどのレベルで我々は問題にしていくかを検討していくような手順でやるのが、最初の整理としては分かりやすいんじゃないかと思います。

川瀬委員

「分かりやすさ」ってすごく大事だと思うんですが、ある程度専門性のある文章であるとか、又は国であるとか、大きな団体などの出すものには、「分かりやすさ」だけじゃなくて格とか品というものは絶対必要だと思います。そこは多分、忘れちゃいけないんだろうなと思うんです。ただ、やたらと難しくすることが格調高いとか、漢字を多く使うのが品が良いというのとはまた違うと思うので、そこをどういうふうに今の時代、考えていくべきなのかというのが今思うところです。

あとは、誰のための文書なのか。先ほどからいろいろな方がおっしゃっていますが、じゃあ誰というのは、どういうレベルの理解力をお持ちの方なのか。いわゆる義務教育を終えたぐらいのものもありました。また、どこまで、どんな気分で、何を目的に、その文章や文書に向かい合うというシチュエーションによっては、ツイッター

なんてやりたい放題好きにやればいいんじゃないかという気もします。やっぱり通知だったり白書だったり、ただ難しいだけじゃ困るが、資料請求で取り寄せたときに、普通の人を読んでもある程度は理解できることは必要なのかという気はします。

入部委員

変える必要があるのかないのかというのが結構大きいのかと思います。例えば法令の言葉が大分易しくなった一つの理由として、裁判員裁判が始まったということがあります。一般市民が参加をし、分かりやすい審議をしていくために裁判長も裁判官も分かりやすくということを重視しています。語彙もそうですし、また言い方も分かりやすくなったということがあると思います。

今この時点で、例えば東京オリンピックが近づいてきて、外国人の方にも分かりやすくということであれば一つ、そういう理由があるかと思います。何かそういうはっきりとした、古くなったから変えるということだけだとちょっと弱いかなと。変えることはできるんでしょうが、やっぱり必要性というのは、説得していく材料としては必要だと思うんですが、その辺、何かお考えをお持ちであれば、お教えいただきたい。

武田国語調査官

やはりここで公用文の問題を扱うということについては、一つは平成 22 年の「常用漢字表」の改定のときに、これが古くなっていて、なおかつ今まで便宜的な扱いで、通知自体が古くなっていて、知らない人もいるような状況なんですけど、死んではいないわけです。今でも生きています。それを古いものを便宜的に読替えてやってきたという状況があって、それでいいのかということが「常用漢字表」の改定のときに議論になりました。そのときには正直申し上げて、ある意味、これを今やらないと、「常用漢字表」の改定が終わった今のうちにやらないと、またそのまま行ってしまうというような雰囲気があったわけです。ただ、そこでなかなか結局踏み込むことができないで今の段階になっている。そうすると当初の、古くなったので変えるという理由は、当初ほど強くないと言いますか弱まっているのかなという気はいたします。

公用文が、今まで最も一番上の層と言いますか、内部に番号を付けて発出するようなところを想定して考えられていた一方で、せっかくここで言語コミュニケーションの御議論を頂いていますので、直接ウェブで国民の人に語り掛けるような新しいものについては、特にこれまではっきりとした規程などはありませんでしたので、もしかしたらこれから議論をしていく理由になるのかもしれないということはあるかと思えます。その辺も含めて委員の皆様にお考えいただくと有難く思います。

関根委員

今の話ですが、国語施策では、困っていることについて何か助言することはあります。公用文は、別に困っていないって言っていますが、実は困っているんじゃないかと思うんです。つまり、例えば句読点一つとっても、どうしたらいいか困っている。書いている人は、ベテランの人が書けば困っていないかもしれないが、例えば法令文の書き方とバッティングして、本当は教育に合わせた送り仮名にした方が分かりやすいのに、それができなくて困っている。結構、困っていると思うんです。その困っていることが、昭和 26 年のこれが立ちはだかっているんで、どうもそこから動けないので困っているということがあると思うんです。

そういう意味では十分やる意義はあると思うんですが、前回取り組んだ「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」が、やっぱり一つのベースになっていくんじゃないかと。あの四つの要素が。正確さとか分かりやすさもそうですし、川瀬委員がおっしゃった品とか格というものも、これはふさわしさという方に入るんじゃない

いかと思うし、あの切り口でやっていけるんじゃないかと思いました。

塩田委員

もう困っていないという、今は元々、当初は想定していなかった領域にまで公用文が入り込んでいるわけです。当然インターネットなんてものが想像されない頃に「公用文作成の要領」は作られたものですから。それが広がっているということと、それに対して日本人の意識の中で、困るか困らないかというレベルを超えて、役所の文書は分かりにくいもんなんだというふうに思われていると思うんです。これを個人的には打破したいと思っています。そんなもんでもなかったんだと思わせるような結果に持っていきたいと思っています。

沖森主査

力強いお話、ありがとうございます。

川瀬委員

できれば、先ほど岩田委員がおっしゃっていたウェブ上での国や省庁からのお知らせ文みたいなものの何か例文を見せていただきたい。これは良いんじゃないとか、これは誰が見ても分からないだろうみたいなものがあれば、次回でも資料として見せていただければと思います。

以前、文化芸術推進基本計画の際、片仮名が多過ぎると言っただけかみ付いたのがあって、個別に御説明をいただいたことがありました。ああいうものはウェブに上がってくるものなんですよ。多分今だと白書の分厚いものよりは、やはりウェブ上でアクセスしてくる人のことをすごく大事にしなければいけないんだろうという気がしますので、是非何か参考になるものがあれば拝見したいと思っています。

福田委員

その参考例で是非お願いしたいのは、広報でも、こういう人を対象に何かしますので応募してくださいとか、市町村レベルになってしまうのかもしれないんですが、そのような、これを知っていると得するが、これを読み解けないと得にはならないみたいな、そういったものがあると前回の話とうまくつなげられるかなと思いますのでお願いします。

沖森主査

では、本日の協議はこれで終了にしたいと思っています。ただ今頂きました御意見についてはよく整理をした上で、次回以降の小委員会の審議に役立てていきたいと思っています。

なお、今回はヒアリングを実施したいと考えております。そこで、まずはこの委員の中から説明に立っていただくという方向で事務局に調整していただいております。御相談させていただく方には御協力のほどお願いします。

では最後に、その他の案件として、参考資料にある「スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件」（平成30年5月30日衆議院文部科学委員会決議）について、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

先週5月30日に衆議院文部科学委員会で、オリンピック・パラリンピックに関連した法案が議員立法として作られようとしている関係で、参考資料のような委員会決議が上がりました。

参考資料の2枚目を御覧ください。「常用漢字表」の改定の際に、この場にいらっしやうの方は沖森主査とやすみ委員のお二人になっているかと思いますが、その際、「^{がい}碍」の字を入れてほしいという意見がたくさんありました。当時の国語分科会では、その内容についてよく検討しました。

そして当時、「障がい者制度改革推進本部」というものが政府にできており、その課題の一つとして、障害の表記を考えるとということが挙がっていました。そこでの決定によっては、今は入れないが、もう一度検討すると、国語分科会の中で決めて、「常用漢字表」の答申の中にはそのことが書かれておりました。その後、実際に「障がい者制度改革推進本部」の下にあった「障がい者制度改革推進会議」などで検討が行われましたが、結局その表記、言い方について一定の結論を得ることができないままになっていました。そういう状況を鑑みて、今回、衆議院文部科学委員会で決議が上がったということです。

最後の2行のところに趣旨がありますので御覧ください。「右決議する」の前です。「政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の「常用漢字表」への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである」といった内容です。選択肢になるようにということです。今、「ショウガイ」と書くときに、よく見るのは平仮名に開く「障がい」形、混ぜ書きにする形です。そこで「碍」が「常用漢字表」にあれば選択肢になるのではないか。そのことを、追加の可否を含めて検討してほしいという決議が出ているということです。現段階では、この決議が上がったばかりですので、こういったものが出ましたということをお報告させていただきました。

高橋国語課長

補足です。

この委員会決議の前提となっているスポーツ関係の法律案については、今、衆議院は通っていますが、まだこれから参議院で議論をするところです。法案自体まだ通っていませんが、これは衆議院で審議をして、委員会に付託されて委員会で審議をするんですが、その委員会のレベルで採決をして、その後に委員会決議として委員会を通過するときに併せてこれも留意しなさいということで委員会として付けたという位置付けになります。法案自体は、これから参議院で審議がなされる状態ですが、取りあえず、こういうものが出ましたので、関連するということで、御一報させていただいた次第です。

関根委員

今後どういうスケジュールなのでしょう。その順番や、この場で検討するというようなことも可能性としてあるのでしょうか。

高橋国語課長

まだ突然出てきたものなので、まだ先、どういうふうにしていくかというのはまだ決めてはおりません。

田中（ゆ）委員

素朴な質問なんですが、この決議文は公用文なんですか。

沖森主査

縦書きですね。

田中（ゆ）委員

何か縦書きだし，文語ばりばり使っているし，大分違いますよね。これ，内々の文だから公用文じゃないんですか。

武田国語調査官

公用文でないとは言にくいと思います。国会で扱われているものですから。ただ，一つは，これは議員立法の検討の中で出てきております。行政機関ではないわけです。そこはちょっと特別な面があるかもしれません。ただ，当然，法案として固めていくときには，それぞれの衆議院にも参議院にも法制局がありますので，そういったところで十分に表記などを見て決定していくことになるわけです。これに関しては文部科学委員会の決定として上がってきたものということですので，本来の公用文の表記と多少違うところはあるかもしれません。

塩田委員

今回こういうものが出たということで，国語分科会として何か私たちが特に準備をしておくことはあるのでしょうか。

武田国語調査官

特段ありませんが，もし，お時間がおありのときに，「常用漢字表」を改定していたときの平成 22 年の春頃の議事録を御覧いただけるとよろしいかと思えます。平成 22 年の春頃にこの議論をしておりますので，そこを予習しておいていただくということも一つあるかと。

川瀬委員

でも，結構急ぐ話ですよ，多分。オリンピックが過ぎたら，タイミングを外した話になりかねないです。ということはきっと近い将来，これが何らか，この場かどうかは別としても，話題になることはあるんですね。

高橋国語課長

取りあえず，先般出たばかりですので，まず御一報した上で，今後取扱いを考えていかなければいけないと思っております。

沖森主査

私はそのときワーキンググループにも参加していたものですから，そのときの事情を何となく思い返すことはできるんですが，それはいずれの話にいたします。

塩田委員

一つだけ，準備というか，もう平成 22 年から随分たって，現状では，日本障がい者スポーツ協会についてはこういう意向であるということが分かりましたが，こうしたものは当事者の意見が一番大事だと思うので，ほかの障害者団体がどういう動きにあるかをまとめておいて，準備しておいていただけたら非常に参考になると思えます。

武田国語調査官

承知しました。

塩田委員

中には、このままでいいんだという団体もあるはずなので。

沖森主査

ありがとうございました。それでは、本日の協議については以上で終わりにしたい
と思います。御出席どうもありがとうございました。